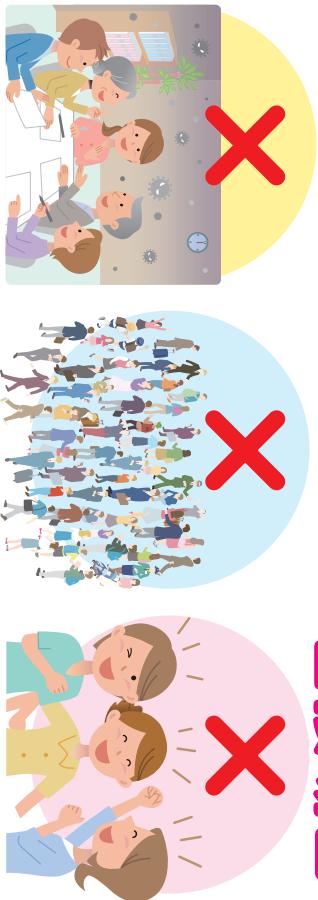


新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

感染症対策へのご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日々の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

指の間を洗います。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触ることによ
り、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手
を洗います。

「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

手洗い

新型コロナウイルス感染症に関する経済対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴う影響に対して、市民や事業者向けに本市独自の経済対策を実施しています。また、国や県においても各種支援策を実施しています。

詳細は、下記URLからご確認ください。

◆本市独自の経済対策

(<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/material/files/group/9/20408koronakaiken.pdf>)

◆家賃、生活費、住居にお困りの方

(https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/about_covid19_ishigaki/shimin/3729.html)

◆沖縄県融資制度

(https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/about_covid19_ishigaki/jigyosha/3663.html)

◆経済産業省の施策

(https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/about_covid19_ishigaki/jigyosha/3662.html)

◆農林漁業者への資金繰り支援策について

(https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/about_covid19_ishigaki/jigyosha/3907.html)

上記については一例です。

今後も引き続き、経済対策を実施してまいります。

本市ホームページ、SNS等において、情報発信を行ってまいりますので、ご確認ください。



新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した 悪徳商法や詐欺に気をつけましょう

各自治体の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報を聞き出す不審な電話を受けた事例や、携帯電話会社名で、新型コロナウイルス関係の助成金を配布するといったメールが届いた事例など、新型コロナウイルスの感染症拡大に便乗した悪質な事例について、国民生活センターが注意を呼びかけています。

心当たりのない送信元からの怪しいメールやSMSが届いても、対応しないようにしてください。また、新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う事業者には耳を貸さないようにしてください。

不安に感じたら、消費生活センター又は石垣市平和協働推進課へご連絡ください。

石垣市では毎週月・火・木曜日にこのような消費者トラブルに関する相談窓口を「市民相談室」にて開設しております。

石垣市の新型コロナウイルス対策室です



もしもし..

【お問い合わせ先】

石垣市平和協働推進課 ☎0980-82-1253

消費生活センター八重山分室 ☎0980-82-1289

消費者ホットライン「188(いやや!)」番

環境課よりお知らせ



新型コロナウィルス感染症対策に係る ごみの出し方について

新型コロナウィルスは、飛沫感染や接触感染により感染が拡大すると考えられています。

新型コロナウィルスに感染した方やその疑いがある方がご家庭にいらっしゃる場合には、鼻水や痰等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際には、次のことを心がけ、実践することで感染拡大の防止にご協力ください。

ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに2のとおりごみ袋をしょぼって封をしましょう。



マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりとしばります。



ごみを捨てた後は石鹼を使って、流水で手をよく洗いましょう。



出典：環境省「新型コロナウィルス感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」

新型コロナウィルスに感染した方やその疑いがある方が従業員等にいらっしゃる場合には、上記の「ご家庭でのごみの出し方」と同様にごみを出すことで感染拡大の防止にご協力ください。

新型コロナウィルス感染症に関する最新情報は石垣市公式ホームページでご確認ください。

【新型コロナウィルス感染症に関するお問い合わせ先】

www.city.ishigaki.okinawa.jp



介護長寿課よりお知らせ

高齢者の皆さんへ ~新型コロナウィルス予防 + 元気でいるために~

うつらない、うつさないために

- ・手洗い、うがい、咳エチケット（マスク着用、咳にハンカチ活用等）をしましょう。
- ・「換気の悪い密閉空間」で「人が密集」し「近距離での会話が行われる」場所では感染が心配されています。
- ・体調が悪いときは、外出することを控えましょう。

体力維持にも気を付けましょう！

★できる運動を続けましょう！

様々なことの中止で外出が減り、体力が落ちることが心配です。

○人混みを避けて散歩をしましょう。

○家ができる用事や楽しみで体を動かしましょう。（畑仕事、庭いじり、片付け等）

○普段している体操をご自宅で続けましょう。（いきいき百歳体操、がんじゅう体操、ラジオ体操等）



★栄養と睡眠をしっかりとりましょう！

○3食バランスよくとりましょう。特にたんぱく質を積極的にとりましょう。
(筋肉のもとになります)



○十分な睡眠をとり、規則正しい生活習慣を心掛けましょう。

新型コロナウィルス感染症対策 手洗いの、5つのタイミング
2 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

自宅でできる！おすすめ筋トレメニュー

- ゆっくり8秒声に出してカウントしましょう
- 10回で1セット、週に3回以上が目標



◆スクワット 下半身の筋肉をバランスよく鍛える

<足腰が弱い方はイスを使いましょう>



4秒間かけて股関節に意識をかけて腰を落とし、4秒間かけて元に戻す（最大90度までを目指す）。

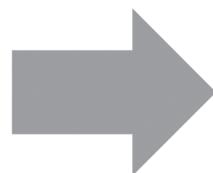


※内股、ガニ股に注意



※ひざはつま先より先に出さない

◆ひざ伸ばし 衰えやすい「大腿四頭筋」を鍛える

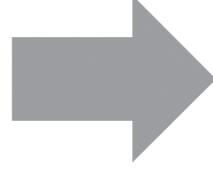


左右それぞれ
10回ずつ
繰り返す

背筋を伸ばし、イスに浅く座る。
両手でイスの座面前側を軽く押さえる。
両足は肩幅くらいに開く。

足が床と平行になるように力を入れて
4秒間で上げ、4秒間かけて元に戻す。

◆もも上げ 大腰筋+腹筋を鍛える筋トレ



左右それぞれ
10回ずつ
繰り返す

背筋を伸ばし、イスに浅く座る。
両手でイスの座面前側を軽く押さえる。
両足は肩幅くらいに開く。

ひざに力を入れて4秒間かけて胸に近づけ、
同時に上体をかがめる。4秒間かけて元に戻す。

久野譜也「60歳からの筋活」三笠書房より引用

- 注意 痛みがある場合は、医師に相談しましょう
体調が悪い場合は、無理せずしっかり休養を取りましょう

[監修] 久野 譜也 筑波大学教授 医学博士、塙尾 晶子 つくばウエルネスリサーチ 保健師 博士(スポーツウエルネス学)

地域の子育て応援団

“母子保健推進員”



登野城地区担当
宍田 満里亞



登野城地区担当
藤野 しのぶ



登野城地区担当
小池 美千代



登野城地区担当
西里 真由美



登野城地区担当
桐生 文子



大川地区担当
宮良 礼子



石垣地区担当
大濱 栄子



石垣・新川地区担当
本永 敦子



新川地区担当
仲間 高子



新川地区担当
加那原 優子



新川地区担当
新盛 春美



美崎町・新栄町
地区担当
西玉得 みどり



平得地区担当
大嶺 洋子



平得地区担当
小西 里枝



真栄里地区担当
田本 公子



真栄里地区担当
濱元 絹枝



八島町・真栄里
大浜地区担当
大道 夏代



大浜地区担当
前津 久子



大浜地区担当
次呂久 真登香



大浜地区担当
仲若 優子



白保地区担当
多宇 京子



野底・桴海地区担当
柳澤 優子



川平地区担当
通崎 彩子



川平地区担当
佐藤 百合子



吉原・崎枝地区担当
矢野 香緒理

一緒に活動したい方、隨時募集中！！！
お気軽にお問い合わせください

母子保健推進員募集中！！

あなたの子育て経験を生かしてみませんか？

石垣市では私たちと一緒に子育てを頑張る親子を応援してくれる方を募集しています。

現在25名の元気な先輩ママさんが活動しています。資格の有無は問いません。

少しでも興味があればお気軽にお問合せください。

募集人員：随時募集中（おおむね65歳位までの方）

任期：2年

応募・お問い合わせ先：健康福祉センター健康づくり係（88-0088）

教育委員会だより

令和2年度石垣市奨学金（給付型・貸付型）新規奨学生の追加募集について

石垣市教育委員会では、令和2年度奨学金（給付型、貸付型）の新規奨学生を募集します。対象は、令和2年度内に大学や専門学校等に入学、又は引き続き在学する方で、月額5万円の給付又は貸付（無利息）を行います。

なお、選考のため、学業成績や家計状況など、一定の審査基準を設けております。詳細については、募集要項（石垣市教育委員会HPに掲載及び事務局窓口にて配布）をご参照ください。

1 募集する奨学生について

○石垣市奨学給付金 納付額：5万円／月 採用者数：1人

○石垣市奨学貸付金 貸与額：5万円／月 採用者数：8人

2 募集期間：令和2年5月11日（月）～5月29日（金）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

3 受付場所：〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町16-6 石垣市教育委員会2階総務課

4 お問合せ：石垣市教育委員会総務課 TEL：0980-87-5077

URL：https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kyouiku_samu/775.html



令和2年度石垣市少子化対策給付事業（学校給食費助成）について

学校給食は保護者の皆様からの給食費と市の財政負担によって運営しております。助成額は小学生1人1食あたり38円、中学生1人1食あたり41円を助成いたします。また、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の一環として、1学期分については給食費全額を助成いたします。この事業の助成を受けるためには「申請書兼委任状」の提出が必要となります。学校からの資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校に「申請書兼委任状」の提出をお願いいたします。

なお、要保護者及び他法の規定により学校給食費の全額の支弁を受けている方は助成を受けることができませんが、1学期分については要保護者も対象となります。

【お問い合わせ先】教育委員会学務課 ☎0980-83-0355

令和2年度石垣市学校給食費助成事業（第3子給食費助成）について

保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進するため、市内の小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降の児童生徒の学校給食費を全額助成しております。

【申請対象者】（次の①～③のすべてに該当する方です。）

①石垣市に住所を有し、市内の小学校及び中学校に在学している児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降のお子様がいる保証者。ただし、要保護、準要保護及び他の制度により全額助成を受けている児童生徒は除きます。

②助成を希望する児童生徒以外の兄姉（第1子及び第2子）について、学校給食費を滞納しないことを誓約できる保護者。

③第1子、第2子の学校給食費において平成24年度以降滞納のない保護者。

この事業の助成を受けるためには「第3子以降学校給食費助成申請書（兼同意書及び誓約書、委任状）」を学校へ提出してください。学校から資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校に提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】教育委員会学務課 ☎0980-83-0355

令和2年度児童生徒派遣費補助事業について

石垣市では、市内の小中学校 県立学校に在籍する児童生徒が、学校教育活動又は社会教育活動の一環として、市外及び県外で開催される運動競技文化的活動の大会、コンクール、コンテストに派遣される場合及び県選抜選手として市外で行われる合同練習等に参加する場合に要する経費の一部補助を行っています。

令和2年度の申請手続については、教育委員会総務課のホームページへ資料を掲載いたしますので、各学校・スポーツ少年団等の担当者はご確認ください。

【教育委員会総務課ホームページ】http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kyouiku_samu/

【お問い合わせ先】教育委員会総務課 ☎0980-87-5076

市立図書館からのお知らせ

〈新型コロナウイルス感染症対応について〉

新型コロナウイルス感染症対応のため、5月以降の開館及び読み聞かせ会などのイベント、移動図書館のスケジュールは現在のところ未定となっています。

【お問い合わせ先】石垣市立図書館 ☎0980-83-3862

お知らせ

◆国民年金保険料【学生納付特例制度】について

市民課

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がないため、「本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、「本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること」が条件です。
【所得の目安】11万円十〔扶養親族等の数×38万円〕

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、「返送ください。」

申請について

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、「返送ください。」

【問合せ先】
日本年金機構石垣年金事務所（0980-82-9213）
または市役所市民課交付係年金担当（0980-87-9005）直通

◆令和2年ハブ咬症注意報の発令について

環境課

沖縄県では、猛毒を有するハブが生息し、毎年60人から70人前後のハブ咬症患者が発生しています。一年のうちでも、気温が暖かくなるとハブの活動が活発になり、加えて農作業や行楽などで田畠や山野、草地への出入りが多くなるため、ハブ咬症被害も多く発生しています。

ハブによる咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができます。草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境を整えましょう。また、田畠や山野、草地などへの出入りや夜間に歩行する際には

十分注意するよう心がけましょう。もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。

参考・沖縄県HP ハブに気をつけよう！

◆子供を守るのは大人の責任！

八重山警察署からのお知らせ 098-821-0110

昨年の八重山警察署管内において39件の自転車盗難被害が発生しており、その多くが無施錠での駐輪中に盗難被害に遭っている状況にあります。外出時はもちろん、自宅でも必ず！鍵をかけるようにしましょう。自転車利用の皆さん自転車へのツーロックの実施（無施錠で駐輪しない！）などの、盗難防止活動を積極的に行い、盗難被害に遭わないよう、ご協力を願います。

◇沖縄県議会議員一般選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

石垣市選挙管理委員会事務局

投票日 令和2年6月7日（日）

投票時間 午前7時～午後8時（※一部投票所は午後7時まで）

投票所 投票入場券に記載の指定された投票所

【投票要件（投票ができる方）】

日本国籍を有し、満18歳以上の日本国民（平成14年6月8日以前に生まれた方）で、令和2年2月28日までに石垣市に転入届出をし、引き続き居住している方 ※沖縄県議会議員一般選挙においては、沖縄県内の移転先の選挙人名簿に登録されない選挙人は、移転前の市町村の選挙人名簿に登録されれば居住証明書等を提出、又は沖縄県の区域内に住所を有することの確認を申請することで、投票することができます。※沖縄県外に転出された方は投票できません。

【代理投票・点字投票】

心身の故障その他他の事由により投票用紙に自書できない方は、投票管理者に申し出て、補助者が立会いのうえ、代理者が選挙人の指示に従つて候補者の氏名等を投票用紙に記入し、指示通りかどうかを確認する代理投票をすることができます。（投票の秘密は法律により堅く守られます。）※補助者は「投票事務に従事する者」に限定されます。

また、目の不自由な方のために、投票所には点字投票用の投票用紙や点字器が用意してありますので、投票管理者に点字投票を申し出て点字投票をすることができます。

石垣市選挙管理委員会事務局 電話 82-9911

（内線591・593）

【場所】石垣市営球場会議室（宇登野城1408番地1）
【期間】令和2年5月30日（土）～令和2年6月6日（土）
【時間】午前8時30分～午後8時

お知らせ

◆令和2年度『平和を考える』絵画・作文募集
平和協働推進課

石垣市では、平和推進事業の一環として、次世代を担う子ども達に戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを考えるために、「平和を考える」絵画・作文を市内の児童・生徒を対象に募集しています。戦後75年の節目の年に、改めて平和について考えてみませんか？

【絵画】対象：市内在住の小学校5・6年生
【作文】対象：市内在住の中学生・高校生

詳しくは、ホームページをご確認下さい。

※石垣市ホームページ→組織から探す→平和協働推進課→市政情報→平和・人権

◆ミカンコミバエの再侵入防止にご協力を願います。

農政経済課

ミカンコミバエは、主に果物等に寄生する大害虫ですが、1986年には沖縄県全域から既に根絶しており、現在日本では生息していない虫です。しかし、台湾やフィリピン等の東南アジアでは今でも生息しており、台風等の風や人及び物流により、再侵入する可能性があり、それを防ぐため、沖縄県では関係機関と連携して、現在でも予防防除を行っています。ミバエが再侵入し、再発した場合、大きな被害を引き起こすとともに、果物や野菜の出荷が制限される可能性があります。

予防防除では、誘殺板を街路樹や庭木に取り付けたり、ヘリコプターで散布します。防除へのご理解・ご協力、よろしくお願いします。

なお、誘殺板には触らないようにお願いします。

【防除期間】

地上防除…4月～12月

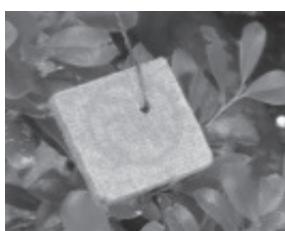
※2ヶ月に一度、市街地を

中心に計4回実施

航空防除…4月～10月

※2ヶ月に一度、山間部を中心に行ないます。

※天候により変更がある場合があります。



再侵入防止対策のための誘殺板（「危」の印字有り）

誘殺板にはミカンコミバエのオス成虫を誘引する物質と少量の殺虫剤がしみ込まれてあり、オス成虫が誘殺されます。
※口に入らなければ人体に害はありません。

連絡先 石垣市役所農政経済課
821-1307



ミカンコミバエ

◆石垣市営住宅 空家補充入居者等募集について

○空家補充入居者等募集

施設管理課

4月時点での空家への入居者募集及び今後空家が発生した場合に備えた空家待ち申込者の募集です。応募多数の場合は抽選により入居者及び補充順位を決定します。

○空家補充入居者募集

施設管理課

種別	住宅名	空数	規格	初年度家賃（円）	入居時期
一般	大里	第二	一戸	3LDK 22,300	7月中旬
一般	富野	第一	一戸	3LDK 22,300	10月中旬
一戸			3DK 19,300	22,200 33,300	10月中旬
			3DK 28,800	300	

○空家待ち補充入居者募集 (※現在空家はありません。)

一般住宅	伊原間・開南・名蔵第二・崎枝第二・白保・星野第二・平久保第二・嵩田・伊原間第二・明石第二・星野第三・大里第三・三川第二
農漁村住宅	明石・星野・大里・崎枝・三川・伊野田・平久保・名蔵・於茂登・吉原・野底・新栄町・八島町・八島町第一

募集種目	資 格	受付締切	一次試験
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者（32の者は、採用予定期の末日現在33歳に達しない者）	5月15日まで	6月23日（土）

◆平和を仕事にする。

令和2年度 自衛官等採用案内

2 申込書配布・申込受付期間等

【期間】令和2年6月1日（月）から同年6月12日（金）※土日を除く。

【場所】石垣市役所（2F）建設部施設管理課
電話0980-833-3986

募集種目	資 格	受付締切	一次試験
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者（32の者は、採用予定期の末日現在33歳に達しない者）	5月15日まで	6月23日（土）

※自衛官候補生試験は、年間を通じて随時行つております。又、上記以外にも募集種目があります。詳しくは自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所にお問い合わせください。

自衛隊沖縄地方協力本部

石垣出張所

石垣市字登野城55-4番地

Tel: 82-4942



★自衛官募集 HP

- ③ 公営住宅法に基づく計算後の月収額で、次の基準内であること。
- 一般世帯 158,000円以下
- 高齢者・障がい者・未就学児がいる世帯等
- ④ 持ち家がなく、現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ⑤ 申込者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者である「t」と。
- ⑥ 農漁村住宅については、耕作証明又は漁業者証明・組合員資格証明の提出が必須。
- ⑦ 市民税など諸税の完納者であること。
- ⑧ 現在、公営住宅に入居していないこと。
- ⑨ ①～⑧の入居者資格を全て満たしている者であること。

令和2年度より国民健康保険税の課税方式が変わります。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度であり、皆さんの健康を維持するうえで、重要な役割を担っています。その運営は加入者の皆さんから納めていただく国民健康保険税が貴重な財源となっています。この国民健康保険税の課税方式が次のように変わります。

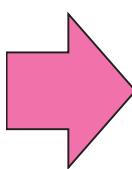
■これまでの課税方式

平成31年度（令和元年度）まで国民健康保険税額は、所得割・資産割・均等割・平等割を算出し、その合計額が年税額となっていました。4方式といいます。

■これからのかの課税方式

令和2年度より資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の合計額を年税額とします。3方式といいます。

4 方 式	所得割	加入者の所得に応じて算出
	資産割	固定資産税額に応じて算出
	均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。
	平等割	1世帯に掛かる金額です。



3 方 式	資産割	加入者の所得に応じて算出
	均等割	国保に加入している世帯員の数に金額を掛けます。
	平等割	1世帯に掛かる金額です。

■資産税割を廃止する理由

- 制度改革によって、運営主体が沖縄県となり将来的に国保税の県内統一が予測される。県が示している標準的課税方式は3方式であること。
- 固定資産税額に率をかけて課税するため二重課税との声がある。
- 他の医療制度には、資産に応じて課税することは無く、不均衡感がある。
- 年金生活で所得は無いのに持ち家に住んでいるというだけで課税されるので負担が大きい。

こうした点を踏まえ、石垣市国民健康保険運営協議会における検討と石垣市議会の決議を経て、令和2年度より石垣市の国保税の課税方法は、下記の表のとおりとなります。

区分	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
年度	平成31 (令和元年)	令和2年度	平成31 (令和元年)	令和2年度	平成31 (令和元年)	令和2年度
所得割	8.35%	8.35%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
資産割	19.00%	0	5.00%	0	4.20%	0
均等割	18,300	21,100	4,300円	5,500円	6,500円	7,000円
平等割	16,600	20,000	5,500円	6,000円	4,000円	5,500円
課税 限度額	61万円	63万円	19万円	19万円	16万円	17万円

シルバーパス事業をご存知ですか？

「シルバーパス事業」とは、高齢者の社会参加の促進と、経済的負担の軽減を図ることを目的とし、東運輸の「かりゆしチケット（東バス全路線乗り放題）」の半額を助成する事業です。お申込みは石垣市役所介護長寿課の窓口にお越し下さい。



令和2年度より、全ての地区が対象となりました。

～皆様ぜひご利用いただき、いきいきライフをお過ごし下さい～



(対象者)

- ・65歳以上の介護状態ない方
- ・市民税非課税世帯
- ・石垣市内全ての地区対象

(購入費用)

- ・3ヶ月有効期限パス 7,500円
- ・6ヶ月有効期限パス 10,000円

【お問い合わせ先】石垣市役所 福祉部 介護長寿課 ☎0980-82-7158



令和2年度石垣市難病患者等渡航費助成事業のお知らせ

石垣市では、本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている「石垣市在住」の指定難病患者、特定疾病患者、小児慢性特定疾病児童等、がん患者、妊娠婦（妊娠健診、出産）及び特定不妊治療中の方の経済的負担軽減のため、予算の範囲内で航空運賃等の一部を助成します（往復1万円（片道あたり5千円）ただし、助成額に満たない場合は実費）。ただし、マイレージ等の特典航空券やクーポン券の利用は助成対象外となります。また、宿泊費についても助成対象となります。（1人あたり1泊5千円。ただし助成額に満たない場合は実費）。ただし、1回の申請につき3泊までとなります。必要書類につきましては、健康福祉センター窓口または石垣市ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】石垣市健康福祉センター ☎0980-88-0088

同・ホームページ 石垣市ホームページ→メニュー→組織から探す→健康福祉センター→医療・健康・福祉→健康保健衛生→石垣市難病患者等に係る航空運賃の一部助成金交付事業のご案内



あなたの暮らしの
健康サポート

保健だより

一人一人のマナーからみんなのルールへ ～受動喫煙の防止～



石垣市健康福祉センター 保健師 千手 垣夕美

“大気汚染問題”でよく耳にするようになったPM2.5は、非常に小さな粒子であるため、深くまで入り込みやすく、肺をはじめ全身の炎症を引き起こすといわれています。実は、外の大気汚染だけではなく、“たばこの煙もPM2.5”なのです。国際的にみても、日本は、喫煙規制が遅れており、たばこの煙による屋内のPM2.5も問題となっているため、今、いろいろな取り組みがなされています。

子どもや妊婦さんをはじめとする“望まない受動喫煙”を防止するため、2018年の健康増進法の改正により2020年4月1日の全面施行で、いよいよマナーからルールへと変わりました。

煙に含まれている有害成分は、たばこから立ち上がる『副流煙』に多く含まれるものがあり、一人一人のマナーだけでは解決できない健康問題となっているからです。



主な内容

- 多くの施設において、屋内が原則禁煙
- 屋内において、喫煙が可能な各種喫煙室への標識掲示義務
- たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準
- 20歳未満の方は、喫煙エリアへは立ち入り禁止 などです。

5月31日の世界保健機関(WHO)が定めた世界禁煙デーから6月6日までの一週間は禁煙週間です。今、猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染においても、喫煙者は感染すると重症化しやすいことも確認されているそうです。自分の健康と周りの大切な人たちのために、禁煙を考えてみませんか。そして、一人一人のマナーはもちろん、これからはルールとして望まない受動喫煙にみんなで取り組んでいけたらと思います。

参考資料：厚生労働省HP・eヘルスネット・日本禁煙学会HP